

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3251号)

令和7年8月21日

横 情 審 答 申 第 3251 号

令 和 7 年 8 月 21 日

横浜市長 山 中 竹 春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松 村 雅 生

個人情報の保護に関する法律第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和5年10月25日西こ第1234号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「西区こども家庭支援課が保有する特別児童扶養手当に関する請求者本人の相談記録」の保有個人情報一部開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「西区こども家庭支援課が保有する特別児童扶養手当に関する請求者本人の相談記録」の保有個人情報を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和5年9月25日付で行った上記1の保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第78条第1項第7号柱書に該当するため一部を開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 不開示部分には審査請求人及びその家族に対するこども家庭支援課の評価、判定、所見が記載されている。これらの情報を審査請求人に開示すると、審査請求人の認識と異なっていた場合、こども家庭支援課との信頼関係が損なわれ、今後の適正な支援が困難になるなど、審査請求人及びその家庭に係る子育て支援事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあることから、本号に該当し不開示とした。
- (2) 審査請求人は特定年中に審査請求人が相談した記録が開示されていない旨主張するが、本件保有個人情報以外に作成も取得もしておらず保有していない。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、対象文書の全部を開示するよう求める。
- (2) 不開示とされた部分は審査請求人の家族状況を表すジェノグラムの補足情報であり、審査請求人が持つ既知の情報であろうから、これを開示することにより行政運営上支障を及ぼすおそれがあるとまではいえない。
- (3) 本件処分の一部開示決定通知書において、不開示とする根拠規定を「個人情報の保護に関する法律第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項第7号

柱書」と記載しているが、読み替えるまでもなく「地方公共団体の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものは」含まれているため、何を読み替えたのかが不明であり、不開示とする根拠にはならない。

- (4) 根拠規定を適用する理由の記載内容は、支障の程度及び蓋然性について提示されず、理由付記の要件を欠いた瑕疵ある処分である。弁明書においてようやく記載内容の概要と支障を及ぼすおそれについて明記されたが、瑕疵は治癒されるものではなく違法性の指摘を免れ得ない。
- (5) 相談記録は、窓口又は電話相談の都度作成される文書であり、特別児童扶養手当に関しては、認定診断書受け渡しの際の相談内容及び情報提供の内容を記録して引き継ぐ重要な文書の一つでもあるにもかかわらず、特定年中に相談した際の相談記録が全く開示されていない。
- (6) (5)については、開示請求の文言を修正して再度開示請求をしたことで開示を受けることができた。処分庁には開示請求と参考となる情報を積極的に提供するよう努めていただきたい。

5 審査会の判断

- (1) 特別児童扶養手当関係事務について

特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）では、福祉の増進を図ることを目的に精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給することを定めている。

横浜市において支給を受けるためには、請求者は、居住区の福祉保健センターこども家庭支援課に必要事項を記入した認定診断書及び必要書類を提出し、認定申請をする必要がある。西区に係るこれらの申請の受付及び進達事務を西区福祉保健センターこども家庭支援課で行っている。

- (2) 本件保有個人情報について

審査請求人の子の特別児童扶養手当に係る審査請求人の相談記録である。

- (3) 本件保有個人情報特定の妥当性について

ア 審査請求人は、相談内容は相談の都度記録を作成するもので、特別児童扶養手当に係る重要な文書であるのに特定年中の相談記録が開示されていないと主張している。この点について実施機関に確認したところ、次の通り説明があった。

(ア) 相談記録は必ず作成するものではなく、相談の内容により相談票を作成しない場合があり、本件保有個人情報の他に記録はない。

(イ) 審査請求人が後に開示されたと主張している保有個人情報は、それは審査請求人の保有個人情報ではなく、本件開示請求の対象ではない。

イ 当審査会において、相談業務に係るマニュアルである「こども家庭相談業務マニュアル」を確認したところ、相談記録は、ケース状況の把握・アセスメントが必要な場合に作成し、改めてケースの状況把握を最初からする必要がない場合、窓口での対応内容が主に事務手続の場合や軽微な情報提供のみの支援で終了した場合は必ずしも作成が必要ではない旨が記載されていることが認められた。

ウ 審査請求人からは文書の存在を具体的に示す主張もなく、実施機関の説明は、不自然、不合理とまではいえず、これを覆すに足る事情も認められない。

(4) 法第78条第1項第7号柱書の該当性について

ア 法第78条第1項第7号柱書では、「・・・地方公共団体・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

イ 当審査会において不開示部分を見分したところ、審査請求人の家族に係る実施機関の所見が記載されていることが認められた。

開示すると審査請求人の認識と異なっていた場合、実施機関との信頼関係が損なわれ、審査請求人及びその家族に係る子育て支援事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあると認められ、本号柱書に該当する。

(5) 付言

審査請求人は、本件処分の一部開示決定通知書の根拠規定を適用する理由について理由付記の要件を欠いた瑕疵ある処分だと主張している。当審査会において当該決定通知書を確認したところ、その理由欄の記載内容からは、なぜ行政運営上支障を及ぼすのかが明らかであるとまではいえず、審査請求人において具体的な根拠を理解し得るものであったということはできない。

実施機関は、当該理由欄の記載をするに当たっては、処分の相手方が理解し得るように分かりやすく具体的に記載する等、適正に対応されたい。

(6) 審査請求人の他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

(7) 結論

以上のとおり、実施機関が本件保有個人情報を一部開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 金井惠里可、委員 藤嶋崇友、委員 山本紗知

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 5 年 10 月 25 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令 和 5 年 11 月 29 日	・実施機関から反論書の写しを受理
令 和 7 年 6 月 19 日 (第316回第三部会)	・審議
令 和 7 年 7 月 17 日 (第317回第三部会)	・審議